

特定粉じん作業従事者特別教育 案内書

◆開催予定日、会場、定員

地区	実施日時	場所(住所、電話番号、FAX 番号)	募集定員
松山	1 2019年9月3日(火) 8時30分～15時40分	愛媛労働基準協会研修室 ・住所:松山市南江戸1丁目13番21号 ・電話番号:089-927-7731、FAX 番号:089-907-7600	80名

- ・申込み受付開始は、原則実施日の2ヶ月前から2週間前までです(土日祝祭日の場合は翌日)。
- ・講習会参加者の駐車場は有りませんので、周辺の有料駐車場をご利用下さい。

◆講習科目、時間

粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	1時間
作業場の管理	1時間
呼吸用保護具の使用の方法	0.5時間
粉じんに係わる疾病及び健康管理	1時間
関係法令	1時間
(合計 4.5時間)	

◆受講資格…特になし。

◆受講料…消費税含む

	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	7,560	864	8,424
会員	6,480		7,344

- ・消費税10%になった場合は受講料が変更となります(ホームページ等でお知らせします)。
- ・キャンセルは、前日まで(土日祝祭日の場合は前日)に、電話でご連絡頂ければ返金させていただきます。当日欠席された場合は、返金出来ませんのでご注意ください。

◆法律根拠

- ・労働安全衛生法第59条及び粉じん障害防止規則第22条の規定により、特定粉じん作業に係る業務は、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。

【特別教育を必要とする業務】

労働安全衛生規則第36条第29号

- ・粉じん障害防止規則の第二条第一項第三号の特定粉じん作業に係る業務

粉じん障害防止規則第22条

- ・事業者は、常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、特別教育を行わなければならない。

- ・特定粉じん作業…粉じん障害防止規則の発生源とする作業

【抜粋：詳細は別表第2をご参照下さい】

- ・坑内において、鉱物等を動力により掘削する箇所
- ・鉱物等を動力により破砕し、粉砕し、又はふるいわける箇所
- ・鉱物等をコンベヤーへ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所
- ・屋内の、岩石又は鉱物を動力により裁断し、彫り、又は仕上げする箇所
 - ・屋内の、粉状の鉱石又は炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所
- ・屋内の、手持式溶射機を用いないで金属を溶射する箇所
- ・固定されたグラインダーによる金属研磨する箇所
- ・アーク溶接の金属ヒューム発生する箇所

細かいほこり(粉じん)を長期間にわたって吸い続けると、「じん肺」にかかります。粉じん被害をなくすには、特別教育では「発生源を知ること」、「保護具の使い方を良く知ること」について作業員への教育が必要です。

